

第五十五回 参議院 商工委員会 會議録第十五号

(三四七)

昭和四十二年七月六日(木曜日)

午前十時三十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鹿島 俊雄君
理事 井川 伊平君
近藤英一郎君
柳田桃太郎君
阿部 竹松君

委員

上原 正吉君
重政 庸徳君
村上 春蔵君
横井 太郎君
大矢 正君
小柳 勇君
竹田 現照君
矢追 秀彦君
向井 長年君

國務大臣

通商産業大臣

政府委員

通商産業政務次官

通商産業省重工業局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

通商産業省重工業局航空機武器課長

栗原 祐幸君
高島 節男君
影山 衛司君
小田橋貞寿君
加藤 博男君

本日の會議に付した案件

○航空機工業振興法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業振興事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鹿島俊雄君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、衆議院送付の航空機工業振興法等の一部を改正する法律案を議題とし、引き続き質疑を行います。

質疑のおありの方は順次御発言願います。

○大矢正君 いままでもういぶんYS11にからんでの法律改正が何回となくこの委員会で行なわれてまいりましたが、特に、この際考えてみて重要だと思われれることは、航空機のいわゆる製造に關しての試作の段階までは国家的な見地に立つて出資その他によりYS11が国際的にも優秀な航空機として海外にその価値を高めるようにすべきであるという考え方をされたと思ふのです。ところが、今度は考え方を變えて、従来までの試作に要するその資金というものはなしに、量産をして国内はもとよりのこと、特に海外に販売をするに

ついでに資金の面の措置というのか、そういうものにはまだこの法律の出資ないしは助成措置というものを伸ばしていき、こういう解釈になるのではないかと私は感ずるのでありますが、まずその点からお答えいただきたい。

○政府委員(高島節男君) 大矢先生御指摘のとおり量産段階に對しても政府の援助をいたしてまいるといふ方向で今回の改正を企圖いたしたわけでございます。

○大矢正君 そこで、根本的な法律のためでない基礎なり、この日本航空機製造工業というものを對しての考え方が、私はここで大きく転換をす

ることになるのではないかと感じがするのですね。いま私が申し上げたようなことで、従来までは試作をし、その試作が実際に国際的な信用の上に立つて、他国にこれを売り渡すような状態になるまでという眼界において私はこの法律が生れてきたと思ふのです。基本的な概念として、ところが、今度は量産段階に入つて、それを實際に

今度売る面にも、この法律の効果も、政策的には別といたしまして、出資その他の面では及ぼそうということになる、従来の法律のためではないかと思ふので、その理由は何かということ承つて

○政府委員(高島節男君) 御指摘のとおり、製作段階に入ります前までの研究開発を中心にしたしまして、政府が出資して、そして量産に入りましたら、これは政府保証債、主として国内に売れることを考へておりますが、政府保証債を中心にして金繰りをしていくという思想でこの法律が出資しました。そのために、この法律の附則に、出資は開発段階までである、それから先はやらぬというところをつけて今日までまいつたわけでございます。したがって、御指摘のとおりここでこの法律の性格というものを、量産段階に入りました機会に見直しまして、事実上の製作が、今後量産に

ついても政府が援助をして、YS11、大体的に前記明いたしましたように、百二十機というところが最低売れるというところを基礎に置いて、それでもなお金利高あるいは償却維持負担高等の要因を、何とかここで調整していくということも一つのねらいとして、量産段階に突っかかりましたので、いたそう、こういう気持ちでまいりましたので、したがって先生御指摘のとおり、法律が企圖しております政府の補助の姿勢というものは、單なる試作段階における出資というだけでなく、量産

段階における資金調達あるいは採算の援助という性格を持つものに変貌をいたしてまいるといふことにせざるを得なかつたわけでございます。で、当初、前にも御質問がございました、法律を出しましたときは何機売れるかということについての非常に正確な見通しというものもございせん

でした。一応の見通しは百五十機は採算がとれる、こういう気持ちでやっておつたわけでございます。今日いろいろな紆余曲折を経て、国内の売れぐあい、海外の輸出の需要等いろいろ検討してまいりますと、国内があまり思わしくない、予想よりは非常に低い、しかし輸出には案外南米あ

るいは北米に期待が持てるという、そういう事情の変化がございまして、それを総計しまして百二十は売れるという予想のもとにおいて、あと百二十を完了するのに必要な援助は何であらうか、

こういう探り方から問題の決着を求めてみますと、ここで政府出資をし、若干の開発といひますか、対米輸出のための改造のための所要の補助といふものをそれに付加いたしまして、今回の予算措置をとりました次第でございます。

○大矢正君 私は、この種の問題は、少なくとも長い間の年月をかけて、国際的な信用を高めて、その航空機が他国に売れるようになる、あるいは売り渡す、あるいは買手がつくような段階になるまで政府としてはできる限りの、もちろん民間の金もこの中に入りますからなおでございますが、政府は援助する、しかしその段階を越えて

ほとんど量産段階に入り、現実問題として採算がとり得る状態になってきたとするならば、試作の段階のための経費、そのためのコストといふものは、もちろんこれから将来にわたつて入つてく

ると思ふのですけれども、その後の問題については、新たな立場からやはり別途行なうべきであつて、量産段階に入つていゝるのに、出資をあ

えて国がこれからもするといふことは、私はどうも考え方の上において、従来の考え方と本質的に異なるのではないかと、先ほどから申し上げて主張しているわけですが、そこで、裏を返して言つて、本年度十二億円の出資といふものは、具体的にはその出資がどういふ意味を持つものか、それをお答え願ひます。今度は反対側から、裏側のほうから質問していただきます。

○政府委員(高島節男君) 本年度十二億円の出資の目的でございますが、これは従来の出資のようには、開発段階における開発研究費に充てていくといふものと異なりまして、所要資金の一部になり、かつ、それは出資でございますから無利子になります。民間もこれに応じて出資いたしてまいりまして、合わせて二十二億円ほどの無利子の金がこの会社に投入されるということになります。そういったしますと、この会社が現在金利負担、これが政府保証費でございますけれども、七分八厘、あるいは一般市中借り入れにも依存いたしておりますが、これですと九分六厘といった非常に高率な金利負担にあえいでいるわけでございますが、諸外国に比べて金利が高い日本の現状から考へまして、政府の援助の方法として、出資を、確かに御指摘のとおり違った性格の出資でございますが、これをあえていたしました、そして全体のコストダウンに資していこう、こういう観点からやることにいたしました次第でございます。

○大矢正君 私、実は補助的にこの問題について質問してもよろしくと思つて、本番は竹田委員が質問することになっておりますから、ところが、竹田委員がおかれてきたために、私がピンチヒッターで質問しているわけですが、本人が参りましたから、一たんここでかわつて、竹田委員の関連質問や、あるいは終わつたあと補助的に質問したいと思つたわけでありまして、ただ、これは竹田委員の質問の中で当然御答弁をいただきたいと思つたわけですが、従来、局長、あなたが日本航空機製造に関連をしてきたわけではないけれども、過去における速記録等によつてあるい

は御承知のことと思ひますけれども、今日あなたが言われることと、以前からの説明といふものは、かなり違つてゐるものがあるのですよ、これはおそらく竹田委員が具体的に質問されると思ひますが、私もそういう意味があつて、いま冒頭に申し上げたとおりであります、申し上げたとおりの事情ですから、私はとりあへずの質問はこれでやめて、すぐ竹田委員に質問してもらいたいと思ひます。

○竹田現照君 いま質問がありまして、お答えがありました、その点に関連して言いますと、この会社が量産段階に入れば、相当収益があつて会社自体ペイをする、そういう形になるから、それ以上政府の出資はしないと、三十四年この会社ができたとときの国会における御答弁だつたと思ひます。それが、いま附則を削除して、そういうことになつてゐるのですけれども、そのときには、この会社がそういう状態になつた場合には、民間出資を増し、あるいは開発銀行からの融資という面を考へて、とにかくも政府は新しい出資はしないのだと、そういう当時の政府委員の答弁だつたのです。それをどうしても変えなければならぬ理由といふのはどこにあるのですか。

○政府委員(高島節男君) 御指摘のありましたとおり、会社を設立いたしました際には、研究開発段階までは政府が出資をして、あと量産に入りましたら、政府保証債、あるいは政府保証借入れ金、あるいは民間からの資金調達も若干加へまして、それで大体百五十機の売れれば、おおよそね採算がとれるのではないかと、当時の方々はお考えになつておつたようでございます。前回の委員会でも、阿部委員から御指摘がございましたように、その当時、年産二十五機程度のところまで早く入つてという希望をもつてやつておりましたわけでございますが、若干全体の体制がずれましたことと、需要の見通しにおきまして、現在相当具体的につかめるようになってまいりました。當時は、だれがやりまして、なかなかこの輸出の需要等も見当がついていなかった、それから国内

の需要のほうも三〇〇程度、国内のローカルライオンから伸びるもの、乗客の伸びと、そういう気持ちをもつておりました。それが現状から判断いたしますと、おおよそ一割程度の伸びが手がついてころであつたかと思ひます。その辺を総合勘案いたしますと、現在ますます確実に売れる機数というの、輸出のほうに多くなり、国内では減りまして、百二十機ではないかといふところを考えたわけでございます。百五十と言つておつた時代とずれて、機数においても手がたく押せば百二十機といふところではないか。そうすると、輸出需要の状況あるいは国内需要の状況から判断して、この程度の機数が売れるところで一応対策を繰らいて考へ直してみなければならぬ。それには開発段階において出資してやつたあとは借金をしてやつていきなさいといふことでは、百二十機ベースではその採算はとれないのではないかと、いふところが、おおよそ具体的に調べてまいつたわけでありまして、さらに、最初いろいろ検討してありましたが、おおよそを正直に申し上げますと、輸出なんかはもつと悪いのじゃないかしらといふ、一時は非常につらい気持ちになつておつた時代もございましたが、輸出は幸いにデモンストレーション・フライトを飛行いたしましたので、また有望な引き合いが南米あるいは北米等から非常に参つておる段階でございますが、輸出が比較的になつたといふ感觸がつかめました。百二十機はまず手がたつたが、正確な機数としては、ここに売れ行きの見通しを置いていくべきではないか。そういたしますと、やはり現在の日本航空機製造の資金構造からいまして、売れ行きが百二十機として押さえた場合には、出資あるいは対米関係等において改造等を行なうための必要な補助等の措置をとつてまいりまして、これを応援していくといふことがどうしても必要ではないかといふことを感じたわけでございます。したがつて、現行法を基礎にいたしました従来の経緯からいいますと、政府の補助の姿勢は、ここで御指摘の通りに量産段階に踏み込むといふことを決心した。

ただ、踏み込むには、さてここでやはり百二十機完結すれば、一応心配されたYS問題が一つの完結がつくといふ見通しを得ましたから、したがつて、今度の予算の際にこの法律も議論されましたが、法律に、出資についての限度を置きまして、「四十二億円を限り」と――最近はいつたスタイルのは非常に少なくなつてまいりまして、予算の範囲内において、という形になつておりますが、一応この際のはめどをつけたもので、四十二億円を限り」といふことにしまして、今回の十二億の出資を付けたといふことでございまして、また三年ぐらいたつと、見通しが狂つたからまた増資といふことになりかねないのだけれども、あれですか、YSの、ちょっとこまかいことを聞きますけれども、当時国内需要が百機といふ見通しを持っておられたのですか。そうしてそれまでいろいろなとあらゆるところを計数的に調査をして、財政当局ともいろいろな検討を加えて、その見通しが立つた。これは三十八年に試験段階を完了して四十四年までに百五十機といつたのですか、そのうち国内が百機と、こういうことなんです、ところが、いまのこの計画でいくと、国内ローカル機は三十機です、これから……。いま百五十が百二十に変更したとしても、そうすると、まるつきりこの会社をつくることときの計画から見れば、国内に関する限り、めちゃくちゃに変わつちやう。それは一体どうなんですか。それはやっぱり国際的に航空機のジェット化とかなんとかいふことで、どうにもならなくなつてきたといふような原因なんですか。百が三十になるのですから、それが百五十のときからこういふふうになつて、また三十ですから、まるつきりないにひといひ、これはどうなんですか。

○政府委員(高島節男君) 当初すべり出しましたときは、御指摘の通りに、国内百機、輸出五十機。もちろん国内は官庁需要等も含めまして百機。

しかし、その中心には民間のエア・ラインの需要を見込んでおたわけでございます。今日私が百二十機ということを描いております内訳を御参考にお聞き上げますと、国内は百二十機売り切ったところで五十五機、それに対して輸出のほうに六十五機、こういう計数を一応立てておたわけでございます。御指摘のとおり、いま国内と輸出との関係は逆転をした形に相なっております。そういう事態になったと思っております。それで、その中のおもなものでございます国内航空がなぜ伸びなかったかということでございますが、これは二つほど大きく言って原因になる点があるように感じられます。一つは、当時は国内のローカルライン、これも航空機を新しく線を引きました、旅客にわりあい人気のあったときであつたかと思ひます。年率三〇〇％くらいは伸び得るのではないかと見通しを持っておたわけでございます。ところがだんだんある一定の期間を経ますと、これの伸び率が具体化してまいりまして、なかなか簡単にはいかない。一定のところまでいくと伸び率が年率一割くらいにのちの成長率がおさまつてきていくというように、最近の状況を見ますと、なつてまいりております。したがって、ローカルライン自身の旅客の需要の伸びを運輸省側で調べられて、落ちてきていくということが一つ。

いま一つは、YS11を極力国内で使うという点については協力して進めてまいりておりますが、YS11のでまが上ります時期が、ちよつと詳しい年月を忘れましたが一年ほどずれたわけでございます。ちよつといろいろと試験等をやつておりました、その結果をいさ少し上げきみにしたほうがよいというところが指摘された結果、約一年ほど出回るといいますか、がおくれたということがあるいたしましたために、その間に国内航空のほうの需要はそれを待ち切れな面もございまして、輸入をその時期にやつたという二つの事情が大きき原因であらうかと思ひます。それから、いままで、現在の国内航空はYSを主として使つ

ていくという態勢の姿勢は、ローカルラインに關する限りこれはしておりません。しかし、旅客の伸びが思ふよりいかにないの、今後あまり大きな期待をすることは無理ではないだろうか。そういったしますと、大体現在申し上げました国内の需要は、民間、官需も引くくるめまして五十五機程度に押えておくことが現実ではないだろうかというように、ちよつとやうな情勢に変わつてきていくわけでございます。

○竹田現照君 それはいまのお答えですけれども、当時は日本航空、全日空などの使用しておりましたDC3、DC4、ちよつとやうな航空機の増加数、取りかえなければならぬ数、代替しなればならぬ数などを具体的に算定をして計算をして、ちよつと輸出の面も考慮した結果、増産、販売の見通しが立つた、ちよつとやうな答えなんですけれども、そうすると、いまのお答えでは、旅客の伸び率云々ばかりおしやつておられますけれども、三十四年当時、日本の民間航空が使つていた飛行機の取りかえとか代替あるいは増加、ちよつとやうなことがジェット化の競争のあたりを食らつて、そのことがまるつきり見込み違いを来たしたといつたほうがむしろ当たつてゐるのではないかと思ひますが、どうなんでしょうか。

○政府委員(高島節男君) 当時の需要見通しの詳細について、ちよつと十分私も知識がございませうが、やはりローカルラインを中心に問題を考へていたのではないかと思ひます。現在日本のジェット化したしておりますのは、御承知のように札幌、東京間とかあるいは東京から大阪、福岡といった大通り、メインラインがジェット化されておりました、いわば日本航空を中心にしたところの大きな大通りは、これはジェット機に席を譲つて、この分にはYSが割り込んでいくということとちよつとむすかしいのではないだろうかという情勢に相なつておることは事実でございませう。その辺に若干当時期待を持つたのか持たなかつたのか、その辺はちよつと私正確ではございませうが、大筋は、やはり支線になるローカルライン、

各都市との間の結びつきを中心にしたところこの飛行機が、比較的ストロル性と申しまして、六十人程度のお客を運びながら、安定した、しかも二百メートルくらいの上昇降下で間に合う。そしてわりあいに輸送力が大いというところの特色がとらえられて伸びてまいりたように感じられる次第でございませう。したがって、そのローカルラインの伸び率が予想よりも低かつたということの一つの大きな原因ではなかつたかと思ひます。おっしゃいますようにジェット化等の行なわれる幹線に対しての期待も若干持つていた点もあつたかと思ひますけれども、それがおもな要因ではないのではないかとちよつと推測をいたす次第でございませう。

○竹田現照君 これはいまのこの法律を通したあとでも同じようなことが将来起きかねませんから、はつきり通産当局の考へ方を聞いておかなければいけませんけれども、いま私が聞いたように、八年前の算定をしたその計算というものは一体どうだったのですか。飛行機をええたり何とかするといふものの算定の基礎というものは、その当時どうだったのですか。国会でお答えしておるわけですから、皆さんがね、それがどういふふうに変つたのですか。

○政府委員(高島節男君) 航空機課長から当時の様子をお聞きします。……
○説明員(加藤博男君) 先生の御指摘に關して、期待のお答えにならない点があるかと存じますが、当時の航空の旅客の伸び率は、実は一五〇％をこえたりしておたわけでございます。これは当時としてはまだまだ新路線が開発中でございませうので、いすれ鈍化はするであらう、ちよつとやうな素は入れましたけれども、それでも一三〇％台は維持できるのではないかと。それから先生のお話の代替機などもその間に組みまして、それで約九十機という見通しを立てたわけでございますが、その鈍化の率が当時より予想外に大きく一〇〇％台に落ちてきたことが一つの原因であらうと思ひます。当時先生の御指摘のように、一応積算——乗

客の伸び率をとらえ、それから代替を考えまして、それで計算したような次第でございませう。ちよつと正確な積算そのものを持っておりませうのですが、そのように考えております。

○竹田現照君 それは日本航空あるいは全日空で三十四年からのいまの、現在ですね、飛行機の機種、これはどういふふうに変化しているのですか。これは国産機を入れないで、ほとんどジェット化しているから、外国のものがほとんどですね、特に日本航空なんというのは、ちよつとやうな点はいまあれですか、掌握されてないのですか。

○政府委員(高島節男君) ここに現在の各社の保有機数、YS11と大体同じような性能を持つておりますいわゆる中距離、中型の輸送機の保有機数がございませうので申し上げてみますと、全日空では現在のところYS11は六機ほど購入いたしております。それから日本国内航空では九機ほど購入いたしております。それから東亜航空が四機ほど購入いたしております。合計十九機が購入されておる、ちよつとやうな状態になっております。全日空以下、各社においてこれと比較的肩を並べるといいますか、同じようなファンクシヨンを営む飛行機、すなわち大型のジェット機とかさういふものを別として、幹線用でなくローカルライン用と見られるものを見てみますと、全日空でF27、これが二十五機、それから日本国内航空でコンベア240、これは四十人程度乗れるものであつたと思ひます。むしろYS11よりは人数が少くないものでございませうが、これが六機、それから東亜航空では同じくコンベア240あたりを五機持つてゐると、ちよつとやうな現在保有関係に立つております。

○竹田現照君 それはいまのはわかりませんが、一応の見込みを立てたときの民間航空の保有の飛行機とプラス現在の保有の飛行機の変遷の現状ですね、これはどういふふうな掌握されていませうか。

○政府委員(高島節男君) ちよつと現在時点の資料だけしか持つてゐなくて、はなはだ恐縮でございませうが、おそらくはYS11が三十九年の末から四

十年にかけてこれは入ってまいっております。それに応じて伸び率が一割見当のところが最近であろうかと思ひますので、その伸び率をまかなう残りの分は結局過去のF27等の一部の代替という形で動いてきているのではないかと推定できますが、ちよつとその交際の経緯を調べた資料が手元にございませんで、まことに恐縮でございますが……

○竹田現照君 あれですか、そういうことを通産省でつかんでおらないで、これから百二十を売るという計算の基礎というものは、たとえば国内を三十にするとか、五十五と言つていましたけれども、これは官需が二十五入つておりますから、その計算の基礎はどこに置いてはじき出したのですか。

○政府委員(高島節男君) これから先の需要の計算の基礎につきまして若干御説明いたしますと、まず国内の需要のほうは五十五機程度と比較的低く見ましたのは、これは、現在の国内航空のエア・ラインの需要というものが先ほどから御説明いたしておりますように、大体伸び率は一割というところに乗客の増加を見るのはいいのではないかと、従来のように三割見ると五割伸びた実績のときですから、三割見たのが、弁解がましいのでございしますが、無理もない気持ちもわかるのでございしますが、それは一応今日の状況では事実がそうでないことを物語っております。運輸省当局も一割とまず見るべきである、こういう計算を基礎といたしまして、あと若干の官需について個別に当たりのつくりものは当たりました五十五機というように押えた次第でございます。

さらに輸出でございますが、輸出はこれは昔は非常に見当がつかない要素であらうかと思ひます。ところが、最近の情勢は、この輸出につきまして、あるものが商談を背景として目下立ちつつあるという状況にございします。商談中でございますから、こまかく申し上げますと、目下日本航空機製造の宮本専務以下現地に乗り込んでアメリカなどでやっております最中でございしますので、それ

への影響も考えまして大ざっぱに様子を見てみないと、大体六十五機というものはつかめるのではないかと、そういうことになってまいりましたゆえんは、先般アメリカに向けまして一年ほど前にデモンストレーション・フライトを飛行いたしました。続いて南米に対してもこれを飛行いたしたわけでございします。世界の航空機需要の中で、あと東南アジアとなりますと、これはなかなか外貨事情などもございまして、当初は相当の期待をかけていたようでございしますが、これはなかなかその簡単にはいかないという感じにございまして、したがって、北米及び南米、特に南米で現在ブラジルについてはすでに商談が具体的に進行しており、ペルーのランサ航空というものはすでに引き渡しを開始しておるといふ状況と、そのあたりから考えてみますと、六十五機これらの輸出を見ることは非常に自信が持てると思いますか、

明い感じを持つてきたと、さらに輸出の商談いかなんでは、これはプラス・アルファになる可能性もあるかと期待をいたしておるわけでございしますが、会社の経営の基礎になる見通しとしては六十五機に押えて、国内五十五、海外六十五という形で百二十をベースにして今後の政策を考える段階ではなからうか、こういう把握のしかたをいたしておる次第でございます。

○竹田現照君 国外のほうはあとで御聞きすることにして、国内の五十五のうち、官需を二十五にしてある。現在七です。これは十八。そうするとかなりの率を防衛庁、航空局、海上保安庁、気象庁、航空大学、内閣、郵政省等でしよわなければならぬということになると、YS11のいわゆる国産化というものは、当初の見込みよりは、何というか、政府資金がほとんどかなりの部分をしよわなければ当初の計画というものは消化できない、そういう状態に追い込まれてきているんじゃないかと思ふのですけれども、その点はどうなんですか。さらにローカル線が三十、いま十九ですから、あと十一くらいです。これは四十五年度までです。あと三年で十一くらい売れるだろう

と思ひけれども、今度外国の問題を考えると、勢い、官需によつてそれを消化をしなければ、いまこの法律の改正で四十二億の増資に伴ういろいろな計画というものがまた狂つて、そのときになつてまた増資増というよりなことをやらなければ片づかない結果を招くのではないかと、そう思ふのですか、どうですか。

○大矢正君 ちよつと関連して。いまの竹田委員の最終的なものは、これから見込まれる販売の機数、こういうものとの関連においてコストがどうなり、資金面においてどのような変化が生ずるか、よつて将来は再び増資等の問題が起ころいせぬか、こういう点における問題点の指摘なんです。

そこで、私は同じくらいで質問するわけですが、私の場合に言わしめてもらつと、十二億四十四年度は政府が出資をする、民間は十億円で出資増といふことになるわけですね。二十二億円の増資といふものと、それから先ほどあなたも答弁されておるが、これから四十五年度までにこの二十二億に對する金利をたてば一番安い財投の六分五厘の計算にしてみても、かなりの金額になるわけですね。それを、いままでは少なくとも航空機の試験研究、そして一号機、二号機といふものは、これはもう試験研究の段階だった、実際は三号機から販売をするといふことになつたわけですね、現実的には、そうすると、それ以降の実際に航空機をつくらせてみたところの段階においてコスト計算をした場合に、当初国会で私どもに説明をしたものと大幅に狂いがコストの上で出てきたんではないかという感じがするわけですね。

と、なりますと、これは日本航空機製造株式会社それ自身の問題でもあり同時に、政府が大きな誤りをおかしたことになるわけですね。やむを得ず、結局本来は融資、それから債券その他で埋め合わせをして、金繰りの限度において問題を解決しよう、あるいは海外に輸出をする場合には、輸出入銀行の金を使うとか、あるいは経済協力基金

もあることだし、いろいろ経済協力に關係のある飛行機があるかどうかはわかりませうけれども、しかし強いていへばないとは言えないので、そういう問題だけで当然解決しないだらうけれども、実際にコスト高になつてしまつて、結局のところ出資をしなければおさまりがつかぬという結果になつたのではないかと。しかも、それはあなたが出資は四十二億円を限度にする、こつ言われるから、本来はこれとまざるべきものであるけれども、これをまた五十二億とか、六十億とか変えればいいことなんで、簡単なことですよ。それよりむしろ重大なものは、試作の段階で、そして生産の段階までは政府は出資その他はするけれども、それ以後は自分でやらないといふことのほうが問題なんです。だから私はこれで先ほど来質問をしていくわけで、一緒にひとつ同じようなねらいの質問なんで、御答弁をいただきたい、こつ思ふのです。

○政府委員(高島節男君) 従来からのねらいと、それから最近の現実との間には、需要の予測その他において非常にやほり食い違いが起つておることは事実であると思ひます。現在考えております必要の中身のほうの御質問からお答えいたしてまいりますと、官需の關係では、三次防において十機程度の一応の輸送機の見通しもございまして、それも計算に入れ、あと運輸省、航空大学あるいは中南米等の需要を見てまいりますと、まづこの程度のところは確実にいき得るところではなからうかという推定ができていくわけでございします。それから輸出の關係は、いま申し上げました六十五機かたいところではない、こついたしまして、まづ百二十機といふものを基礎に置いて考へざるを得ないことになつてきたわけですね。従来は、御指摘のとおり百五十はいくんだと、そして開発研究費を政府の出資で見てもらう、補助をしてもらふといふのでなくて、出資で、資本として入れてもらふ、すなわちその償却はコストに入つてまいりますが、そういう形にしておつて百五十機売つてしまつたらまづ採算はとれる、こつ

もあることだし、いろいろ経済協力に關係のある飛行機があるかどうかはわかりませうけれども、しかし強いていへばないとは言えないので、そういう問題だけで当然解決しないだらうけれども、実際にコスト高になつてしまつて、結局のところ出資をしなければおさまりがつかぬという結果になつたのではないかと。しかも、それはあなたが出資は四十二億円を限度にする、こつ言われるから、本来はこれとまざるべきものであるけれども、これをまた五十二億とか、六十億とか変えればいいことなんで、簡単なことですよ。それよりむしろ重大なものは、試作の段階で、そして生産の段階までは政府は出資その他はするけれども、それ以後は自分でやらないといふことのほうが問題なんです。だから私はこれで先ほど来質問をしていくわけで、一緒にひとつ同じようなねらいの質問なんで、御答弁をいただきたい、こつ思ふのです。

見ておつたのが本来でありまして、それがおととしぐらいまでの政府側の姿勢であつたと思ひます。ただ正直に申しまして、その間にほんとうに売れるかどうか、特に輸出面等についていろいろと危惧をしておつた段階もございましたので、どうもそのあたりが基本的に抑り下げねばいかぬというところで、航空機工業審議会に小委員会を設けまして、むしろ輸出あたりもまだ相当暗いという見通しのままに、一体この対策をどうしたらいいだろうかとという勉強、相談を本格的に始めたわけでございます。したがって問題は、正直に申しまして、一通り見直してみたいという姿勢になつたわけでございます。で、その答申を得ますまでの過程でいろいろ議論がありましたところを申し上げますと、日本の航空機工業は、戦争中は相当機数だけはいくらつくつておつたわけで、その技術の残りもございまして、しかし、戦後新しく特にこういう輸送機を中心とした分野に進出してまいるといふことは非常なむずかしさを感じまして、ある意味で非常な後進性を持つたところにとどまつておるといふことが現実であります。しかし、YSといういわば中型の旅客機で大都市間の輸送といふことが、そういうものに主として使われるところの需要といふものは、輸出面において特にこれが利用される価値は相当あるんではないかといふことは、当時商談が、具体的に引き合いが幾ぶん出てまいりましたことがきっかけになりまして、抑り下げてみますと、これは相当にそれなりに伸び得る分野が世界的にあり得るんではないかといふことに着目された次第でございます。で、その結果、全体の需要想定等いろいろやってみましたが、契約がまともな輸出が、これははつきり申せませんが、まず百二十というところに計算の基礎を置いたこの需要といふものは、完結のところまでいく、四十四年一ぱいぐらゐのところで完結のところにくく見通しが得られるのではないかと、こういう点を把握されてまいつたわけでございます。さらにいろいろと計算等も勉強をいたしてまいりますと、コストの中では

金利の負担、これは日本が非常に世界的に國際的に高い結果として、現状のような、資本金は五十五億でこれは開発費でみんな使つちやつてしまつた金で、一文もコスト計算上は替いてこないという形で過去の五十五億は寝てしまつてゐる、そういう状態でございますと、あとは借金、すなわち政府保証債、民間借金ということであつて金利負担が大きいのではないかとということが一つ……

○大矢正君 それはおかしい、金利負担はあたりまえで、物をつくつてゐるのだから。

○政府委員(高島節男君) いろいろが日本の航空機のコスト、YSを突き上げておるコスト要因として大きいではないかといふこと、さらに過去の開発費といふものが資本金として残しておるわけでございますが、諸外国の例等を見ますと、これはむしろ成功払い的なものにして、金を流してやつて、うまくいったら返さないといふような制度をとつてゐるところもだいたいございします。その辺からいふと、日本の航空機工業に対する助成といふものは、今後輸出を中心として百二十機の完結をしていくためには、やはりもう一歩量産段階に踏み込んで助成をせざるを得ぬのではなからうかと、こういう感觸になつてまいつたわけでございます。確かに、金利が高いとか、あるいはいろいろのコスト上の要因があるとか、売れ行きがどうだらうかといふことは、その過程においてわかつてゐた、わかつてゐたといふことが、わかつてゐた事実でもあり、また推測をされる事実でもございしましたが、一応需要の予測を百五十機に置いて相当スタートにおいて案をしておつたといひますか、そこに若干の踏み切りがあつた、踏み切りを基礎にした案であつたと思ひますが、スタートをしたときとは違つた事情になつてきておる。ただ、この事業が途中で倒れまして、開発費に十五億をやつてみたけれどもどうにもいかぬのでやめだ、という形で行くことにはならないが、最後のてこ入れをすれば、百二十機を売つて、これ

を目標に進んでいけば、何とかこのYSの事業といふものは日本として成り立つ、終点に到着する、そうすれば、それに伴つて出てきたいろいろな技術開発上あるいは航空機の輸出による外貨取得上等々の効果もあるわけで、これは最後のてこ入れをこの段階においてすべきである、こういう感じを持つに至つた次第でございます。

○委員長(鹿島俊雄君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(鹿島俊雄君) 速記を起して。会議の進行の都合によりまして、本案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、衆議院送付の中小企業振興事業団法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行なひます。

○大矢正君 通産大臣に、二お尋ねをして私の質問を終わりたいと思ひますが、一つは、中小企業基本法にのつとて中小企業に対する具体的な諸施策が政府の手を通して行なわれておりますことは私も十分存じておりますけれども、しかし池田内閣以来の高度経済成長政策のもとにありましては、中小企業庁長官が具体的に月刊雑誌の中で指摘をしてゐるのとおり、ますます独占的な面が広がつてきてゐることはこれは現実であります。したがつて、中小企業政策といふものにつきましては、もつと真剣に、しかももつと積極的に政府が取り組んでもらいたいと思ひます。そういう意味でこの中小企業振興事業団といふものが設立をされて一そうその面における障害といふものを取り除いて、中小企業が一本立ちでき、そして日本の経済の中で活躍をされることを私は心から期待をするわけでありまして、ただ、この法律の内容をながめてみますと、結局のところは、一つは従来の高度化資金特別会計に基づくこの融資といふものを助成策と称してこの事業団の

業務にすること、いま一つは、中小企業指導センターを通して中小企業の指導をする、こうおっしゃるのでありますが、しかしそれはあくまで、指導センターの場合を考えても、東京の段階で頭の中で實際に行なうだけであつて、手足となつて動くものはこれは国家機関に所屬をするものではない、地方公共団体もしくは商工団体等の職員が当たるといふことであつて、あくまでも中小企業振興事業団自身自身の業務といふものは、まあ言つてみれば計画立案といひましようか、全国的な視野においての中小企業を指導するに当たつての方針検討とか教育であるとかいう程度にとどまるわけであつた。したがつて、この中小企業振興事業団それ自身は個々の企業家を相手にして、個々の組合を相手にして實際の指導を行なうものではないといふ面において、若干欠くるものがあるのではないかと。實際的な業務の内容といふものはあくまでも地方がやるという、こういう原則がある限りですね。それから、なるほど高度化資金特別会計の中で、今日まで共同化、協業化に助成をしてきた金額と申しますか、そういうものよりは非常に大きな伸びを示していることは間違いないが、しかしこの中小企業対策といふのは単に共同化あるいは協業化だけが中小企業対策ではないんじやないかと、こう思ふのであります。たとえば中小企業金融公庫がある。中小企業金融公庫といふのは、本来あくまでも独立した一つの企業がさらに発展をするために政府が金融面から助成をするという立場でありまして、この中小企業振興事業団がねらつておるところの協業化あるいは共同化とは性格を異にするものなんです。そういう意味でこの方向の違ひものが二つ存在する、なるほど中小企業振興事業団といふものは公庫のような金融機関ではもちろんないことは私も認めます。が、しかし、片一方では独立した企業をさらにいかにして力をつけ、高度化させ、近代化させて伸ばしていくかという方向をとり、片一方では結局のところ共同化、協業化だけにウェイトを置いた中小企業振興をや

り、いずれに重点を置いてやるにいたしましたも、私はその政策を行なう上において、それを管理監督する立場にある通産大臣がコントロールするからいいと言いましても、おのおの志向するまた考え方の上において方向が異なるという事態が生じてはしないだろうか、あるいは国民金融公庫とか小規模の事業に対する共済制度の問題にいたしましても、方向がおのずからそれぞれみな違ってくる。なるほど中小企業といふのは千差万別でありますから方向がそれぞれ違ふのはいたし方ないといひましても、どのような形でこれを体系づけて中小企業対策とするのか。なるほど中小企業振興事業団の目的の中には、画期的な中小企業対策をこの中からこれを通して打ち出したといふ、こうおっしゃっておられるけれども、実際にそういうことが可能なかどうか。どうも組織的に系統的に考えてみて、内容的に考えてみて、私はそうではないような気がするのです、まずその点をお伺いしておきたい、こう思うのです。

○国務大臣(菅野和太郎君) いま大矢委員のお尋ねの第一の件は、お話のとおりこの中小企業の振興についての指導方針と申しますか事業団が樹立いたしました、これを実際に第一線的に活用するのは府県なりあるいは商工会議所にやってもらうわけでありまして、でありますからして、全国に、この中小企業振興事業団の目的を達成するようには各方面にひとつ働きかけるといふものでなければ、いかに中央でこの振興事業団といふものを設けましたところで実績があがらないのでありますからして、したがいまして、全国的に各方面でひとつ活躍してもらふように今後指導していききたいという考え方であります。したがいまして、研究などを進めて、それぞれ指導のエキスパートをつくって、そしてやっていきたいというような考えをいたしております。

それから第二のお尋ねの件は、中小企業はお話のとおり千差万別でありますので、独立してやれる中小企業もあるし、また、大企業との競争場に

おいて協業あるいは共同化してやっていく中小企業もあるし、いろいろ私はあると思います。でありますからして、独立してやれる中小企業、それはそれで私はやっぱり伸ばしてあげようというしなやかならぬ、その点において資金の必要を感じる場合には、それぞれの政府の金融公庫から金を借りるとかいろいろなことで存立をはかっていきたい、こう考えておりますが、しかし、中には、御承知のとおり、今日、生産設備の装置がだんだんと大規模になってきました、したがって、自力ではどうしてという大規模の生産設備を備えることはできないというようなことで、あるいは労力の不足とかあるいは資本が足りないとかいうようなことで、どうしても個々別々ではやっていけないといふような中小企業者に対しては、協業あるいは共同化をしてもらうて、そして、それらの力によって大資本と対立していきけるように指導していきたいというようなことに今回の事業団の目的があるわけでありまして、そういうことで、いままでに中小企業に対して、あるいは小規模についてはいろいろ共済制度がありますし、いろいろの制度がありますが、この際は、各方面でひとつ全部に活躍してやってもらいたい、しかし、いま申し上げましたとおり、やはりこの中小企業の振興事業団といふものをひとつ本山にして、そして中小企業の振興を各方面において働きかけてやってもらって、全部がやはり動いて、日本の中小企業の育成と申しますか、振興をはかりたいという考えでござっております。

○大矢正君 長官にお尋ねしますけれども、先ほど申し上げたとおり、中小企業金融公庫といふものと、この事業団が行なう助成措置は、助成措置といひましても、結局のところ、金を貸してやるということですね、その手続と過程が違ふだけですね。それから、中小企業金融公庫の場合には、直接または代理貸しということで金を貸す、したがって、代理貸しの場合には、みずから信用調査をしなくても、代理貸しをする金融機関が信用調査をするから、ある程度手数が省けるといふこと

がありますけれども、そういう若干の相違があるにしましても、われわれ世俗的に考えてみても、中小企業振興事業団も金貸しに相違はないんじゃないかという気がするわけです。そうすると、中小企業金融公庫といふものがあり、そしてまた、中小企業振興事業団といふものがある。なぜここの二つの重複するものが必要であるか、その意義が私にはわからない。中小企業金融公庫といふものは、今日までかなりの歴史を持って、かなりの信用調査をする能力も持ち合わせて、それだけの規模を持つて今日までやっているわけですね。したがって、ここに百七十八億円の資金を持ち、中小企業の共同化、協業化に対して助成をするというのであれば、中小企業金融公庫にそういう任務を与え、そういう業務内容を与えて仕事をさせたところで同じ結果になるのではないかと、私は感じますのでありますが、その点はどうお考えになるか。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘の点は、私もこの振興事業団を創設いたしましたにつきましても、立案の段階においていろいろ検討いたしましたわけでございまして、まず中小企業金融公庫は、できるだけ個別企業の育成をはかっていく、ただし、これは金融ベースといふものを基礎にいたしております。ところが、振興事業団で対象にいたしますところの共同化、協業化と申しますのは、やはり零細企業をも含めまして共同化、協業化といふ大事業を行なう、団地で行なう大企業でありますので、ある程度リスク、危険性を負うものでございまして、このところは持ち分を、おのおの分担いたしまして仕事をやっていくべきであるという結論に達しました。

それからもう一つは、中小企業金融公庫は、審査とかいう能力はございまして、今度さらに共同化、協業化と申しますものは、やはり一國一城のあるじとしての考え方を持っておる人たちが指導しながら助成をしていかなければいけないという必要性もございまして、やはり指導面といふものを大きくここに取上げてまして、指導と

助成を総合的にやっていく機関をつくらなければいけない、これが第二点でございます。

それから第三点といたしましては、この造成をいたしまして分割譲渡をするというような仕事もいたさなければなりません。中小企業金融公庫は金融機関と申しますか、そういう性質のものでございまして、これは中小企業金融公庫の仕事にはなじまないというようなことで、先生御指摘のような点も十分検討いたしましたのでございまして、分担をきめまして、しかしながら、先ほど先生が御指摘の点、おのおののものについての仕事のやり方の総合調整というのはどうするのか、ばらばらでいってはいけないのではないかと、これも大きな問題点であります。この点につきましても、先般御審議を願いましたところの中小企業近代化促進法という法律がございまして、やはりそこで業種別に、あるいは産地別に、業界のいくべき姿、それに対するところの助成のあり方、あるいは適正規模のあり方というような計画を立てまして、おのおのの持ち分に従って融資をするというような考え方で今後は進みたいと思つてございまして、ただ、先生御指摘の最後の点につきましては、まだまだ私も十分だと思つておるわけでございまして、今後とも近代化促進法の業種別計画あるいは産地別の計画といふものを中心にいたしまして、業種全体の見地からこの施策といふものを総合的に活用していききたいと考えておるのであります。

○大矢正君 もとよりこのそれぞれの目的なり、それから業務内容といふものがあつて、事業をさしておるわけでありまして、私はそれなりの意義がお互いにあると思つて、また、それなりの目的もあろうと思つて、あります。ただ、中小企業対策と銘打ちましても、あまりにもその施策が分かれ過ぎていくというくらいでありますから、やはり中小企業対策といふからには、できる限り集約をして、横の連携もれた上において中小企業に対する施策を行なつていくべきではないかという考え方がありますから、先ほ

ど来申し上げているわけですが、そこで、

もう一点、この間も若干出ましたが、この事業団が指定をする金融機関は商工中金、そして商工中金の出先ということになると思うのであります。御存じのとおり中小企業が、たとえそれが共同、協業でありましても、事業を起すにあたりましては、ほとんどは協調融資が必要になってきます。その際に商工中金だけが窓口であるという場合には、その共同、協業化する企業体にとりましては、やりづらいい面が出てくるのではないかと。たとえば他の銀行なり他の金庫なりというものの関係がありますから、したがってやりづらいい面がある。この面は商工中金に限って窓口としてこれから運営をするということには、若干私は業務の運営上無理がありはしないかという感じがするのであります。その点はどうか。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。それではこれより本案の討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

昭和四十二年七月十三日印刷

昭和四十二年七月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局